

第4期愛知県障害福祉計画の概要について

第1章 計画策定の趣旨

- ・法定計画（根拠：障害者総合支援法）
- ・目的：障害福祉サービス、相談支援並びに県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施の確保

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

2 計画の基本的考え方

- (1) 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにする
- (2) 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにする
- (3) グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進する
- (4) 福祉施設から一般就労への移行を推進する
- (5) 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進める

3 計画期間

平成 27～29 年度

(第3章 現状 (略))

第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 成果目標の設定

平成 25 年度末現在の施設入所者数 (A) :	3,962 人
① H26. 3. 31～H30. 3. 31 の地域生活移行者数	1,117 人
第3期計画末の未達成見込み	734 人
平成 25 年度未達成数を除く平成 25 年度末施設入所者数の 12%	383 人
② H26. 3. 31～H30. 3. 31 の施設入所者削減数 (A-B) :	158 人 (4%削減)
平成 29 年度末における施設入所者数 (B) :	3,804 人

(2) 本計画期間の取組

○入所施設の取組の強化

- ・相談支援専門員等に対する研修を実施し、サービス等利用計画及び個別支援計画の質の向上に努める。
- ・定員数区分により報酬単価が違い、きめ細かいサービスが提供できる定員数の少ない施設ほど高く設定されていることについて周知を図る。

○住まいの場の確保

- ・グループホームの拡充のため、整備経費等への助成、既存の戸建て住宅を活用する際の建築基準法の規制緩和策及びグループホームの開設から運営までをサポートする支援コーディネーターによる支援などグループホーム整備促進支援制度等を推進する。
- ・福祉ホームの運営や一般住居への入居を支援する。

○日中活動の場の確保

- ・生活介護、就労継続支援及び短期入所などのサービスの量や質の拡充を促進する。
- ・児童発達支援センターを中核施設として位置付け、未就学の障害児に支援を行う。

○重症心身障害児者の支援

- ・愛知県心身障害者コロニー再編整備後の医療療育総合センター（仮称）、青い鳥医療療育センター、第二青い鳥学園改築後の三河青い鳥医療療育センター及び「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者施設を地域の拠点施設として在宅支援の充実を図る。
- ・医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が短期入所を利用しやすくするため、事業所の受入れ体制の強化を助成するなど、サービス事業者への支援の充実を図る。

○地域における理解の促進

- ・障害者差別解消法に基づく、障害を理由とする差別の解消についての啓発活動を行う。
- ・NPOとの協働による講演会のほか、活躍の場の拡大とともに、障害に対する理解の促進を図るため、平成28年度第16回障害者芸術・文化祭などの障害者アート展、障害の種別に応じたスポーツ大会等を開催する。

○地域生活の相談支援体制の整備・充実

- ・相談支援従事者研修の実施などによる人材育成を行う。
- ・相談支援に関するアドバイザーを設置するとともに、愛知県障害者自立支援協議会や障害保健福祉圏域会議を開催するなど、市町村の相談支援体制の充実を支援していく。
- ・障害者権利擁護センターを設置するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修の実施等により、障害者虐待の防止に取り組む。
- ・視聴覚障害者情報提供施設の設置などにより、コミュニケーション環境の充実強化を図る。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(1) 成果目標の設定

- 目標値：①平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%とする。
②平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%とする。
③平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%減少とする。

参考：主な第3期計画の目標 1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率 76%
(平成25年度実績 75.5%)

(2) 本計画期間の取組

○地域生活移行に向けた支援

- ・保健所のコーディネート機能の強化により、医療と福祉双方の関係者の連携を推進し、医療と福祉を結びつける。

○地域定着のための支援

- ・地域で生活するために必要な訪問支援（アウトリーチ）などの医療のアクセスを確保するため、医療機関、福祉サービス事業所と有機的な連携の構築を図る。

○住まいの場の確保

- ・ 1 の（2）「住まいの場の確保」の施策
- ・ グループホーム等移行先との調整の役割を担う相談支援事業者が地域関係機関と連携するための支援を推進する。

○日中活動の場の確保

- ・ 1 の（2）「日中活動の場の確保」の施策
- ・ サービスの地域格差の是正に努めるほか、精神障害のある人も対象とするよう障害福祉サービス事業者に対して働きかける。

○地域における理解の促進

- ・ 1 の（2）「地域における理解の促進」の施策
- ・ 精神障害について理解を深めるための「こころの健康フェスティバル」を開催する。

3 地域生活支援拠点等の整備（新規項目）

(1) 成果目標の設定

目標値：平成 29 年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備する。

※地域生活支援拠点等とは、居住支援機能と地域支援機能を一体化し、障害のある人の地域生活を支援する機能を集約した拠点又は個々の機関が有機的に連携した面的な体制をいう。

(2) 本計画期間の取組

- 各市町村の取組を支援する。

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 成果目標の設定

目標値：①平成 29 年度における年間の一般就労移行者数：1,178 人
（H24 年度実績 589 人の 2 倍）
②平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数：2,374 人
（H25 年度末実績 1,484 人の 6 割増）
③平成 29 年度末において、就労移行支援事業所全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

参考：主な第 3 期計画の目標 平成 26 年度における年間一般就労移行者数 480 人
（平成 25 年度実績 715 人）

(2) 本計画期間の取組

- 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援
 - ・ 地域における就労支援のネットワークを活用した支援を行う。
- 就労移行支援事業者の確保
 - ・ サービス管理責任者研修や事業者への説明会を通じて、事業者の育成と量的確保及び質の確保を図る。
 - ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について、就労移行支援事業者に働きかける。

○職業能力開発支援

- ・県の障害者職業能力開発施設や委託による訓練を実施する。

○企業等に対する働きかけ・支援

- ・事業主等を対象とした啓発セミナーや、障害者就職面接会の開催などを行うとともに、雇用率未達成企業への働きかけを行う。
- ・障害者就業・生活支援センターと地域経済団体等との連携を強化する。

○労働関係機関の就労支援策の活用

- ・障害者試行雇用事業(トライアル雇用)、ジョブコーチ、委託訓練事業等の施策の活用に向け、関係機関と連携して情報提供に努める。

○一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

- ・就労継続支援事業者の確保及び育成に努める。
- ・経営コンサルタント等の派遣や研修実施など、工賃向上のための取組を推進する。
- ・優先発注制度や障害者優先調達推進法に基づく物品や役務の調達方針に基づき、優先発注を推進する。

○特別支援学校におけるキャリア教育の推進

- ・発達段階や障害特性に応じた一貫したキャリア教育を推進するとともに、関係機関と連携した就労支援で、学校生活から社会生活への円滑な移行を図る。

第5章 障害児支援体制の整備（新規項目）

1 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実

- ・児童発達支援センターを市町村域における中核施設として位置付けたサービス提供体制の充実や障害児相談支援体制の整備に努めるとともに、子育て支援関係施策とも連携しながら、教育委員会等教育関係機関等と協働して障害児支援に取り組む。

2 重症心身障害児者に対する支援体制の整備

- ・「第二青い鳥学園」の改築にあわせた重症心身障害児者のための病床の整備や、「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における拠点施設の整備を進める。

3 愛知県心身障害者コロニーの再編整備

- ・愛知県心身障害者コロニーの再編整備する「医療療育総合センター（仮称）」を中心に、地域の関係機関との連携を深めていくため、「重心療育ネットワーク」及び「発達障害医療ネットワーク」の構築を進めていく。

4 発達障害のある子どもの支援体制の充実

- ・市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者を、全市町村に配置できるように養成する（名古屋市は独自で養成するため除く）。

5 経済的負担の軽減

- ・障害児福祉手当等を支給し、経済的負担の軽減を図る。

第6章 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)と確保策

1 訪問系サービス

(1) サービス見込量(／月) * 市町村の見込量の計

	H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込 (年平均)
訪問系サービス計	395,811 時間	552,566 時間

(2) サービスの確保策

- ・居宅介護の対象を精神障害にも拡充するよう働きかける。
- ・居宅介護事業者に新たなサービス事業を実施(参入)するよう働きかける。

2 日中活動系サービス

(1) サービス見込量(／月) * 市町村の見込量の計

主な障害福祉サービス	H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込 (年平均)
生活介護	265,782 人日	280,820 人日
就労移行支援	33,198 人日	38,794 人日

(2) サービスの確保策

- ・NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図る。
- ・セーフティーネット機能となるショートステイについて、入所施設等の空床利用などを促進するほか、重症心身障害児者が身近な福祉型事業所でショートステイを利用できるよう経費助成し支援する。

3 居住系サービス

(1) サービス見込量(／月) * 市町村の見込量の計

主な障害福祉サービス	H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込 (年平均)
グループホーム	3,461 人	4,805 人
施設入所支援	4,218 人	4,038 人

(2) サービスの確保策

- ・既存の戸建て住宅を活用する際の建築基準法の規制緩和策など、設置に係る支援を実施する。
- ・家賃補助を行い、利用者の経済的負担を軽減する。

4 相談支援

(1) サービス見込量(／月) * 市町村の見込量の計

主な障害福祉サービス	H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込 (年平均)
計画相談支援	4,678 人	7,250 人

(2) サービスの確保策

- ・相談支援従事者等研修を実施し、相談支援専門員の確保を図る。
- ・各障害保健福祉圏域に相談支援に関する地域アドバイザーを設置するとともに、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議を開催するなど、基幹相談支援センターの設置に向けた助言や相談支援事業所間のネットワーク構築に向けた広域的専門的な支援を行う。

5 発達障害・難病のある人のサービス利用

- ・発達障害・難病のある人に対して、福祉サービスの内容や利用方法について一層の周知を図る。

6 障害児支援サービス

(1) サービス見込量(／月) * 市町村の見込量の計

主な障害福祉サービス	H29 年度見込 (年平均)
児童発達支援	39,524 人日

(2) サービスの確保策

- ・NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図る。

7 就労支援

- ・障害者雇用に関する活動指標を設定し、関係機関と連携しながら、福祉施設から一般就労への計画的かつ着実な移行を進める。

8 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量 (ビジョン)

- (1) 圏域単位での地域特性及び課題
- (2) 平成 29 年度末までに不足するサービスの基盤整備
- (3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

第 7 章 障害福祉サービス、相談支援従事者の確保・資質向上、施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

1 サービス提供に係る人材の育成

○福祉の場で働く人材の確保

- ・愛知県社会福祉協議会に設置している福祉人材センターにおいて、福祉人材無料職業紹介事業及び福祉の就職総合フェア等を実施する。

○研修の実施

- ・相談支援専門員研修、サービス管理責任者等研修及び福祉施設・事業所職員研修を実施する。

2 サービス提供事業者に対する第三者評価

- ・良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、ホームページを活用して福祉サービス第三者評価制度の周知を行うとともに、事業者に対し制度の受審を促していく。

3 障害のある人の権利擁護

- ・愛知県障害者権利擁護センターを中心として、関係団体とのネットワークを構築し、研修や指導・監督の実施など、諸権利を擁護するための取組を積極的に進めていく。
- ・サービス提供事業者等に対する指導・監督や愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会の周知などにより、適切な苦情解決を図る。
- ・成年後見制度について、制度の普及啓発や、成年後見センターの未設置地域での設立などを支援する。
- ・障害者差別解消法に基づく、障害を理由とする差別の解消についての啓発活動を行う。

第8章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- (3) 障害児等療育支援事業
- (4) 障害者就業・生活支援センター運営事業

2 広域的な支援事業

- (1) 相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
 - ア 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会
 - イ ピアサポートの活用
 - ウ アウトリーチ訪問支援事業
 - エ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

- (1) 手話通訳者養成研修及び派遣事業
- (2) 要約筆記者養成研修及び派遣事業
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び派遣事業
- (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

4 人材育成等その他の事業

- (1) 障害支援区分認定調査員等、相談支援従事者等、サービス管理責任者等研修事業
- (2) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (3) 視聴覚障害者情報提供施設等運営事業
- (4) 障害者社会参加促進事業
(身体障害者補助犬育成事業、スポーツ振興事業、障害者芸術活動参加促進事業等)

第9章 計画の推進

・本計画の取組については、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の意見を聴きながら、「あいち はぐみんプラン」等、子育て支援関係施策とも連携・協働して進めていく。

・障害福祉計画における成果目標及び活動指標等について、各年度における実績を把握し、愛知県障害者施策審議会や愛知県障害者自立支援協議会に十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行う。

これらの機関での審議をP D C Aサイクルに組み込んで計画の着実な推進を図る。

・分析・評価を実施し、必要があると認める時には、計画を推進するための取組、更には計画自体の見直し等の措置を講ずる。